

浜 情 委 第 8 3 号
令和4年12月19日

浜松市長 鈴木 康友 様
(浜北区区振興課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会
委員長 杉田 智樹

浜松市個人情報保護条例第43条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

令和4年9月26日付け浜振第315号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「国民健康保険一部負担金 減免・免除・徴収猶予に係る申請書類等全ての書類」の保有個人情報開示決定に対する審査請求についての諮問 (諮問第268号)

1 委員会の結論

浜松市長が特定した文書に誤りはなく、全部開示とした判断は妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 令和4年8月15日 審査請求人は、「国民健康保険一部負担金 減免・免除・徴収猶予に係る申請書類等全ての書類」の保有個人情報開示請求（以下、「本件請求」という。）をした。
- (2) 令和4年8月26日 実施機関は、本件請求に係る文書を特定し、保有個人情報開示決定を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 令和4年9月2日 審査請求人は、本件処分を不服として、審査庁に対し、審査請求を行った。
- (4) 令和4年9月26日 審査庁は浜松市個人情報保護条例（平成16年浜松市条例第28号。以下「保護条例」という。）第43条第1項に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

浜長第239号令和4年8月26日付けで通知した「保有個人情報開示決定通知書」の取り消し、訂正を求める。

(2) 審査請求の理由

浜松市（静岡県）が静岡県国民健康保険の保険者であり、保険者に対し、国民健康保険一部負担金の減免・免除・徴収猶予の申請を行うのであるから、主管課は国保年金課であり、浜北区長寿保険課ではない。

(3) 反論書での主張

期間内に反論書は提出されなかった。

4 実施機関の主張要旨

審査請求理由のとおり、浜松市国民健康保険の保険者は浜松市である。一部負担金の減免は国民健康保険法第44条により市町村及び組合が行うとされているところであるが、浜松市区長に対する事務の委任に関する規則第2条第2項により浜松市から区長に委任されているものである。保有個人情報開示請求の対象は国民健康保険の一部負担金の減免事務にかかる公文書であるから、主管課を浜北区長寿保険課とすることは正しい。

このことから、保有個人情報開示決定通知に関する不服申し立てがされたが、法令に基づき正しく処分されたものであるため、棄却との裁決を求めるものである。

5 委員会の判断

(1) 開示した保有個人情報について

本件審査請求に係る保有個人情報において、審査請求人は、「国民健康保険一部負担金減免・免除・徴収猶予に係る申請書類等全ての書類」の開示を求めている。

実施機関は、対象の保有個人情報として①国民健康保険一部負担金 減額・免除・徴収猶予申請書及び申請書の添付書類、②国民健康保険一部負担金 減額・免除・徴収猶予不承認決定通知書を対象の保有個人情報として特定し、開示している。

(2) 本件に係る法令の規定について

ア 保護条例第2条第4号について

保護条例第2条第4号では、保有個人情報とは実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、浜松市情報公開条例（浜松市条例第32号。以下「公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書に記録されているものに限ると規定している。

イ 公開条例第2条第2号について

公開条例第2条第2号本文は、公文書について、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものと規定している。

(3) 実施機関が特定した文書の妥当性について

審査請求人は、「国民健康保険一部負担金 減免・免除・徴収猶予に係る申請書類等全ての書類」の開示を請求していることから、この保有個人情報がいかなるものかを検討する。

一般的に、申請書類における全ての書類というのは、申請書、決定通知書、添付書類及び決定に至る審査書類等を指すものと解される。請求対象の保有個人情報を実施機関が検索したところ、浜北区役所長寿保険課が該当する公文書を保有していたため、5(1)に記載のとおり、請求対象の保有個人情報として特定した。これらは保護条例第2条第4号の保有個人情報であり、この点、実施機関の文書の特定に誤りは認められない。

審査請求人は、浜松市（静岡県）が静岡県国民健康保険の保険者であり、保険者に対し、国民健康保険一部負担金の減免・免除・徴収猶予の申請を行うのであるから、主管課は国保年金課であり、浜北区長寿保険課ではない旨を主張する。

審査請求人の主張が、保有個人情報開示決定通知書の主管課の欄の「浜北区役所長寿保険課」が誤りであるという主張ととらえるとしても、国保年金課、浜北区役所長寿保険課いずれの課も、浜松市長の事務を処理するために設置された組織であり、開示決定を行ったのは浜松市長なのだから、審査請求人の主張に意味はない。

なお、審査請求人の主張が、国民健康保険一部負担金の減免・免除・徴収猶予の申

請に対する処分を行った主管課が誤りであるという主張であれば、当該処分についての妥当性は、本委員会で審議、判断すべきことではない。

よって、実施機関が、国民健康保険一部負担金 減額・免除・徴収猶予申請書、申請書の添付書類及び不承認決定通知書を特定して保有個人情報開示決定をしたことは妥当である。

以上のことから、当委員会は「1 委員会の結論」のとおり判断する。

6 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年9月26日	諮問書を受理した。
10月11日	審査庁から弁明書を受理した。
10月28日	審査庁から審査請求人から期限内に反論書の提出がない旨の連絡を受けた。
11月8日	諮問の審査を行った。
12月12日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	杉田 智樹	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一朗	静岡大学情報学部 准教授
委員	岡本 孝子	浜松市人権擁護委員連絡協議会
委員	木山 幹恵	常葉大学健康プロデュース学部 教授
委員	村井 秀行	浜松市自治会連合会理事

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順